

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則

昭和22年12月20日最高裁判所規則第14号

改正 昭和23年12月24日最高裁判所規則第37号
昭和24年7月1日最高裁判所規則第14号
昭和24年8月4日最高裁判所規則第21号
昭和24年10月7日最高裁判所規則第27号
昭和25年3月31日最高裁判所規則第8号
昭和25年8月15日最高裁判所規則第24号
昭和26年5月15日最高裁判所規則第6号
昭和27年6月12日最高裁判所規則第13号
昭和28年3月3日最高裁判所規則第3号
昭和28年4月23日最高裁判所規則第7号
昭和28年9月4日最高裁判所規則第14号
昭和29年4月24日最高裁判所規則第1号
昭和29年7月23日最高裁判所規則第13号
昭和30年7月8日最高裁判所規則第4号
昭和31年4月30日最高裁判所規則第5号
昭和31年6月20日最高裁判所規則第9号
昭和31年7月4日最高裁判所規則第10号
昭和32年4月5日最高裁判所規則第2号
昭和32年4月18日最高裁判所規則第3号
昭和32年12月9日最高裁判所規則第24号
昭和33年4月28日最高裁判所規則第2号
昭和33年12月5日最高裁判所規則第8号
昭和34年3月7日最高裁判所規則第2号
昭和35年4月26日最高裁判所規則第5号
昭和36年7月12日最高裁判所規則第8号
昭和37年3月1日最高裁判所規則第1号
昭和37年3月29日最高裁判所規則第2号
昭和37年9月29日最高裁判所規則第5号
昭和38年5月24日最高裁判所規則第6号
昭和42年3月1日最高裁判所規則第3号
昭和42年7月21日最高裁判所規則第8号
昭和44年4月1日最高裁判所規則第4号
昭和46年6月10日最高裁判所規則第4号
昭和47年5月2日最高裁判所規則第2号
昭和47年7月18日最高裁判所規則第7号
昭和54年4月5日最高裁判所規則第2号
昭和62年12月1日最高裁判所規則第5号
平成元年12月28日最高裁判所規則第5号
平成3年11月1日最高裁判所規則第4号
平成8年1月31日最高裁判所規則第1号
平成13年4月19日最高裁判所規則第4号
平成15年4月16日最高裁判所規則第12号
平成16年10月29日最高裁判所規則第18号
平成17年3月19日最高裁判所規則第8号
平成21年1月16日最高裁判所規則第1号

地方裁判所支部設置規則を次のように定める。

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則

(昭二三最裁規三七・改称)

第一条 別表の所在地欄の地に地方裁判所の支部を設け、その名称及び管轄区域を同表のとおり定める。

地方裁判所の支部においては、上訴事件及び行政事件訴訟に係る事件に関する事務を除いて、地方裁判所の権限に属する事務を取り扱う。

(昭二三最裁規三七・昭二八最裁規三・昭二九最裁規一三・昭三七最裁規五・平元最裁規五・一部改正)

第二条 別表の所在地欄の地に家庭裁判所の支部を設け、その名称及び管轄区域を同表のとおり定める。

家庭裁判所の支部においては、家庭裁判所の権限に属する事務を取り扱う。

(昭二三最裁規三七・全改、昭二八最裁規三・昭三一最裁規九・平元最裁規五・一部改正)

第三条 地方裁判所は、当該地方裁判所の支部において取り扱う事務の一部を、当該地方裁判所において取り扱い、又は当該地方裁判所の他の支部に取り扱わせることができる。

前項の規定は、家庭裁判所について準用する。

(平元最裁規五・追加)

附則

この規則は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

この規則施行の際現に裁判所法施行令第七条の規定により設けたものとされた地方裁判所の支部（以下旧支部という。）において取扱中の事件に関する事務は、別段の定のある場合を除いて、当該旧支部の所在地に設けられる地方裁判所の支部において、これを取り扱う。但し、福島地方裁判所白河支部又は松山地方裁判所大洲支部において取扱中の事件に関する事務は、一人の裁判官で取り扱うことができるものを除いて、福島地方裁判所郡山支部又は松山地方裁判所において、それぞれこれを取り扱う。

この規則施行の際現に岐阜地方裁判所御嵩支部、松江地方裁判所大森支部又は旭川地方裁判所増毛支部において取扱中の事件に関する事務は、岐阜地方裁判所多治見支部、松江地方裁判所浜田支部又は旭川地方裁判所留萌支部において、それぞれこれを取り扱う。

家事審判法施行法の規定により、家事審判所に係属したものとみなされる事件に関する事務は、当該事件を取扱中の地方裁判所又は地方裁判所の支部の所在地に設けられる家事審判所において、これを取り扱う。但し、岐阜地方裁判所御嵩支部、松江地方裁判所大森支部又は旭川地方裁判所増毛支部において取扱中の事件に関する事務は、多治見家事審判所、浜田家事審判所又は留萌家事審判所において、それぞれこれを取り扱う。

附則（昭和二三一年二月二四日最高裁判所規則第三七号）

この規則は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

この規則施行の際現に岐阜地方裁判所多治見支部又は福島地方裁判所郡山支部において取扱中の事件に関する事務は、当該支部において、これを取り扱う。

裁判所法の一部を改正する等の法律（昭和二十三年法律第二百六十号）附則第十四条第一項の規定により家庭裁判所に係属したものとみなされる事件に関する事務で、この規則施行の際現に地方裁判所の支部の所在地に設けられた家事審判所において取扱中のものは、その所在地に設けられる家庭裁判所の支部において、これを取り扱う。

附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規則第一四号）

1 この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に山形地方裁判所、広島地方裁判所尾道支部、山形家庭裁判所又は広島家庭裁判所尾道支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所において取り扱う。

附則（昭和二四年八月四日最高裁判所規則第二一号）

1 この規則は、昭和二十四年八月五日から施行する。

2 この規則施行の際現に千葉地方裁判所又は千葉家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所において取り扱う。

附則（昭和二四年一〇月七日最高裁判所規則第二七号）

1 この規則は、昭和二十四年十月十五日から施行する。

2 この規則施行の際現に前橋地方裁判所太田支部、広島地方裁判所尾道支部、福岡地方裁判所柳河支部、札幌地方裁判所及び高松地方裁判所又は前橋家庭裁判所太田支部、広島家庭裁判所尾道支部、福岡家庭裁判所柳川支部、札幌家庭裁判所及び高松家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（昭和二五年三月三十一日最高裁判所規則第八号）

1 この規則は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に千葉地方裁判所松戸支部及び千葉家庭裁判所松戸支部において取扱中の事件に関する事務は、当該支部において取り扱う。

附則（昭和二五年八月一五日最高裁判所規則第二四号）

1 この規則は、昭和二十五年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に長野地方裁判所松本支部、神戸地方裁判所、神戸地方裁判所伊丹支部、名古屋地方裁判所、津地方裁判所、岐阜地方裁判所、佐賀地方裁判所及び旭川地方裁判所名寄支部並びに長野家庭裁判所松本支部、神戸家庭裁判所、神戸家庭裁判所伊丹支部、名古屋家庭裁判所、津家庭裁判所、岐阜家庭裁判所、佐賀家庭裁判所及び旭川家庭裁判所名寄支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（昭和二六年五月一五日最高裁判所規則第六号）

この規則は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附則（昭和二七年六月一二日最高裁判所規則第一三号）

この規則は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則（昭和二八年三月三日最高裁判所規則第三号）

1 この規則は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に新潟家庭裁判所、和歌山家庭裁判所田辺支部、津家庭裁判所、福井家庭裁判所、岡山家庭裁判所、長崎家庭裁判所、熊本家庭裁判所、宮崎家庭裁判所、福島家庭裁判所、盛岡家庭裁判所、釧路家庭裁判所網走支部、徳島家庭裁判所及び高知家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該家庭裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（昭和二八年四月二三日最高裁判所規則第七号）

この規則は、昭和二十八年六月一日から施行する。

附則（昭和二八年九月四日最高裁判所規則第一四号）

1 この規則は、昭和二十八年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に水戸地方裁判所、奈良地方裁判所、岡山地方裁判所玉島支部及び宮崎地方裁判所並びに水戸家庭裁判所、奈良家庭裁判所、岡山家庭裁判所玉島支部及び宮崎家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（昭和二九年四月二四日最高裁判所規則第一号）抄

1 この規則は、昭和二十九年五月一日から施行する。

3 この規則により設置される地方裁判所及び家庭裁判所の支部は、その名称を同じくする従前の地方裁判所及び家庭裁判所の支部と同一のものとみなす。

附則（昭和二九年七月二三日最高裁判所規則第一三号）

1 この規則は、昭和二十九年八月一日から施行する。

2 この規則の施行前に地方裁判所の支部に訴の提起があつた事件については、第一条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現に旭川家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、旭川家庭裁判所において取り扱う。

附則（昭和三〇年七月八日最高裁判所規則第四号）

1 この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に従前の管轄裁判所又は管轄支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（昭和三十一年四月三〇日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附則（昭和三十一年六月二〇日最高裁判所規則第九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、新たに家庭裁判所乙号支部において取り扱うこととなつた事件に関する事務で、現に家庭裁判所又はその甲号支部において取扱中のものは、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（昭和三十一年七月四日最高裁判所規則第一〇号）

1 この規則は、昭和三十一年九月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に宇都宮地方裁判所栃木支部及び札幌地方裁判所又は宇都宮家庭裁判所栃木支部及び札幌家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（昭和三二年四月五日最高裁判所規則第二号）

1 この規則は、昭和三十二年五月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に神戸地方裁判所及び神戸家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所において取り扱う。

附則（昭和三二年四月一八日最高裁判所規則第三号）

この規則は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附則（昭和三十二年一月九日最高裁判所規則第二四号）

1 この規則は、昭和三十三年一月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に浦和地方裁判所、前橋地方裁判所、山口地方裁判所船木支部、宮崎地方裁判所及び札幌地方裁判所岩見沢支部並びに浦和家庭裁判所、前橋家庭裁判所、山口家庭裁判所船木支部、宮崎家庭裁判所及び札幌家庭裁判所岩見沢支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（昭和三十三年四月二八日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附則（昭和三十三年一月五日最高裁判所規則第八号）

1 この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に山口地方裁判所岩国支部及び青森地方裁判所八戸支部並びに山口家庭裁判所岩国支部及び青森家庭裁判所八戸支部において取扱中の事件に関する事務は、当該支部において取り扱う。

附則（昭和三十四年三月七日最高裁判所規則第二号）

1 この規則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に横浜地方裁判所及び横浜家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所において取り扱う。

附則（昭和三十五年四月二六日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三十五年六月一日から施行する。

附則（昭和三十六年七月一二日最高裁判所規則第八号）

1 この規則は、昭和三十六年八月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に長野家庭裁判所飯田支部において取扱中の事件に関する事務は、同支部において取り扱う。

附則（昭和三十七年三月一日最高裁判所規則第一号）

1 この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に甲府家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、同裁判所において取り扱う。

附則（昭和三十七年三月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附則（昭和三十七年九月二九日最高裁判所規則第五号）

1 この規則は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この規則（第一条を除く。）による改正後の規定は、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この規則による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和三十八年五月二四日最高裁判所規則第六号）

この規則は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附則（昭和四十二年三月一日最高裁判所規則第三号）

1 この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に横浜地方裁判所及び横浜家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所において取り扱う。

附則（昭和四十二年七月二一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、昭和四十二年七月二十八日から施行する。

附則（昭和四十四年四月一日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一〇日最高裁判所規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年五月二日最高裁判所規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和四十六年法律第百三十号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四十七年五月一日）

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号。以下「法」という。）第四章の規定に基づいて福岡高等裁判所が承継した事件は、福岡高等裁判所那覇支部において取り扱う。

3 法第四章の規定に基づいて那覇地方裁判所が承継した事件で、琉球政府の地方裁判所の支部又は那覇簡易裁判所以外の簡易裁判所が取り扱っていたものは、当該支部の所在地を管轄区域に含む那覇地方裁判所の支部又は当該簡易裁判所の所在地を管轄区域に含む那

覇地方裁判所の支部において取り扱う。

4 法第四章の規定に基づいて那覇家庭裁判所が承継した事件で、琉球政府の家庭裁判所の支部が取り扱っていたものは、当該支部の所在地を管轄区域に含む那覇家庭裁判所の支部において取り扱う。

附則（昭和四十七年七月一八日最高裁判所規則第七号）

1 この規則は、昭和四十七年九月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に山口家庭裁判所船木支部において取扱中の事件に関する事務は山口家庭裁判所船木出張所において取り扱い、岡山家庭裁判所玉島支部において取扱中の事件に関する事務は、岡山家庭裁判所玉島出張所において取り扱う。

附則（昭和五十四年四月五日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和五十四年四月十日から施行する。

附則（昭和六二年一二月一日最高裁判所規則第五号）

1 この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に従前の管轄裁判所又は管轄支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

附則（平成元年一二月二八日最高裁判所規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、同日後の日であって別に最高裁判所規則で定める日から施行する。

（札幌地方裁判所苫小牧支部及び札幌家庭裁判所苫小牧支部に関する部分は、平成五年最高裁判所規則第一号により、平成五年四月一日から施行）

（横浜地方裁判所相模原支部及び横浜家庭裁判所相模原支部に関する部分は、平成六年最高裁判所規則第一号により、平成六年四月一日から施行）

（支部の廃止に伴う経過措置）

2 第一条の規定の施行の際現にこの規則により廃止される地方裁判所の支部において取扱中の事件に関する事務は、この規則により当該支部の管轄区域を管轄することとなる地方裁判所又は地方裁判所の支部において取り扱う。

3 前項の規定は、この規則により廃止される家庭裁判所の支部において取扱中の事件に関する事務について準用する。

（支部の新設に伴う経過措置）

4 第二条の規定の施行の際現に横浜地方裁判所及び札幌地方裁判所室蘭支部並びに横浜家庭裁判所及び札幌家庭裁判所室蘭支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。

（出張所の廃止に伴う経過措置）

5 第二条及び第四条の規定の施行の際現にこの規則により廃止される家庭裁判所の出張所において取扱中の事件に関する事務は、この規則により当該出張所の管轄区域を管轄することとなる家庭裁判所の支部において取り扱う。

附則（平成三年一月一日最高裁判所規則第四号）

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成八年一月三十一日最高裁判所規則第一号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成一三年四月一九日最高裁判所規則第四号）

この規則は、平成十三年五月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一六日最高裁判所規則第一二号）

この規則は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二九日最高裁判所規則第一八号）

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則（平成一七年三月一九日最高裁判所規則第八号）

この規則は、平成十七年三月二十一日から施行する。

附則（平成二一年一月一六日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月二十日から施行する。

別表（平元最裁規五・全改、平三最裁規四・平八最裁規一・一部改正、平一三最裁規四・一部改正、平一六最裁規一八・一部改正、平一七最裁規八・一部改正、平二一最裁規一・一部改正）

地方裁判所又は家庭裁判所の支部の名称	所在地	管轄区域
東京地方裁判所立川支部 東京家庭裁判所立川支部	東京都立川市	立川簡易裁判所管轄区域 八王子簡易裁判所管轄区域 武蔵野簡易裁判所管轄区域 青梅簡易裁判所管轄区域 町田簡易裁判所管轄区域
横浜地方裁判所川崎支部 横浜家庭裁判所川崎支部	川崎市	川崎簡易裁判所管轄区域
横浜地方裁判所相模原支部 横浜家庭裁判所相模原支部	相模原市	相模原簡易裁判所管轄区域
横浜地方裁判所横須賀支部 横浜家庭裁判所横須賀支部	横須賀市	横須賀簡易裁判所管轄区域
横浜地方裁判所小田原支部 横浜家庭裁判所小田原支部	小田原市	小田原簡易裁判所管轄区域 平塚簡易裁判所管轄区域 厚木簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所越谷支部 さいたま家庭裁判所越谷支部	越谷市	越谷簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所川越支部 さいたま家庭裁判所川越支部	川越市	川越簡易裁判所管轄区域 飯能簡易裁判所管轄区域 所沢簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所熊谷支部 さいたま家庭裁判所熊谷支部	熊谷市	熊谷簡易裁判所管轄区域 本庄簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所秩父支部 さいたま家庭裁判所秩父支部	秩父市	秩父簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所佐倉支部 千葉家庭裁判所佐倉支部	佐倉市	佐倉簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所一宮支部 千葉家庭裁判所一宮支部	千葉県長生郡一宮町	千葉一宮簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所松戸支部 千葉家庭裁判所松戸支部	松戸市	松戸簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所木更津支部 千葉家庭裁判所木更津支部	木更津市	木更津簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所館山支部 千葉家庭裁判所館山支部	館山市	館山簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所八日市場支部 千葉家庭裁判所八日市場支部	八日市場市	八日市場簡易裁判所管轄区域 銚子簡易裁判所管轄区域 東金簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所佐原支部 千葉家庭裁判所佐原支部	佐原市	佐原簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所日立支部 水戸家庭裁判所日立支部	日立市	日立簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所土浦支部 水戸家庭裁判所土浦支部	土浦市	土浦簡易裁判所管轄区域 石岡簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部	龍ヶ崎市	龍ヶ崎簡易裁判所管轄区域 取手簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所麻生支部 水戸家庭裁判所麻生支部	茨城県行方郡麻生町	麻生簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所下妻支部 水戸家庭裁判所下妻支部	下妻市	下妻簡易裁判所管轄区域 下館簡易裁判所管轄区域 古河簡易裁判所管轄区域
宇都宮地方裁判所真岡支部 宇都宮家庭裁判所真岡支部	真岡市	真岡簡易裁判所管轄区域
宇都宮地方裁判所大田原支部 宇都宮家庭裁判所大田原支部	大田原市	大田原簡易裁判所管轄区域
宇都宮地方裁判所栃木支部 宇都宮家庭裁判所栃木支部	栃木市	栃木簡易裁判所管轄区域 小山簡易裁判所管轄区域
宇都宮地方裁判所足利支部	足利市	足利簡易裁判所管轄区域

宇都宮家庭裁判所足利支部		
前橋地方裁判所沼田支部	沼田市	沼田簡易裁判所管轄区域
前橋家庭裁判所沼田支部		
前橋地方裁判所太田支部	太田市	太田簡易裁判所管轄区域
前橋家庭裁判所太田支部		館林簡易裁判所管轄区域
前橋地方裁判所桐生支部	桐生市	桐生簡易裁判所管轄区域
前橋家庭裁判所桐生支部		
前橋地方裁判所高崎支部	高崎市	高崎簡易裁判所管轄区域
前橋家庭裁判所高崎支部		藤岡簡易裁判所管轄区域 群馬富岡簡易裁判所管轄区域
静岡地方裁判所沼津支部	沼津市	沼津簡易裁判所管轄区域
静岡家庭裁判所沼津支部		熱海簡易裁判所管轄区域 三島簡易裁判所管轄区域
静岡地方裁判所富士支部	富士市	富士簡易裁判所管轄区域
静岡家庭裁判所富士支部		
静岡地方裁判所下田支部	下田市	下田簡易裁判所管轄区域
静岡家庭裁判所下田支部		
静岡地方裁判所浜松支部	浜松市	浜松簡易裁判所管轄区域
静岡家庭裁判所浜松支部		
静岡地方裁判所掛川支部	掛川市	掛川簡易裁判所管轄区域
静岡家庭裁判所掛川支部		
甲府地方裁判所都留支部	都留市	都留簡易裁判所管轄区域
甲府家庭裁判所都留支部		富士吉田簡易裁判所管轄区域
長野地方裁判所上田支部	上田市	上田簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所上田支部		
長野地方裁判所佐久支部	佐久市	佐久簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所佐久支部		
長野地方裁判所松本支部	松本市	松本簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所松本支部		木曾福島簡易裁判所管轄区域 大町簡易裁判所管轄区域
長野地方裁判所諏訪支部	諏訪市	諏訪簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所諏訪支部		岡谷簡易裁判所管轄区域
長野地方裁判所飯田支部	飯田市	飯田簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所飯田支部		
長野地方裁判所伊那支部	伊那市	伊那簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所伊那支部		
新潟地方裁判所三条支部	三条市	三条簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所三条支部		
新潟地方裁判所新発田支部	新発田市	新発田簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所新発田支部		村上簡易裁判所管轄区域
新潟地方裁判所長岡支部	長岡市	長岡簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所長岡支部		十日町簡易裁判所管轄区域 柏崎簡易裁判所管轄区域 南魚沼簡易裁判所管轄区域
新潟地方裁判所高田支部	上越市	高田簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所高田支部		糸魚川簡易裁判所管轄区域
新潟地方裁判所佐渡支部	佐渡市	佐渡簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所佐渡支部		
大阪地方裁判所堺支部	堺市	堺簡易裁判所管轄区域
大阪家庭裁判所堺支部		富田林簡易裁判所管轄区域 羽曳野簡易裁判所管轄区域
大阪地方裁判所岸和田支部	岸和田市	岸和田簡易裁判所管轄区域
大阪家庭裁判所岸和田支部		佐野簡易裁判所管轄区域
京都地方裁判所園部支部	京都府船井郡園部町	園部簡易裁判所管轄区域
京都家庭裁判所園部支部		亀岡簡易裁判所管轄区域
京都地方裁判所宮津支部	宮津市	宮津簡易裁判所管轄区域
京都家庭裁判所宮津支部		京丹後簡易裁判所管轄区域
京都地方裁判所舞鶴支部	舞鶴市	舞鶴簡易裁判所管轄区域
京都家庭裁判所舞鶴支部		
京都地方裁判所福知山支部	福知山市	福知山簡易裁判所管轄区域
京都家庭裁判所福知山支部		
神戸地方裁判所伊丹支部	伊丹市	伊丹簡易裁判所管轄区域
神戸家庭裁判所伊丹支部		

神戸地方裁判所尼崎支部 神戸家庭裁判所尼崎支部	尼崎市	尼崎簡易裁判所管轄区域 西宮簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所明石支部 神戸家庭裁判所明石支部	明石市	明石簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所柏原支部 神戸家庭裁判所柏原支部	丹波市	柏原簡易裁判所管轄区域 篠山簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所姫路支部 神戸家庭裁判所姫路支部	姫路市	姫路簡易裁判所管轄区域 加古川簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所社支部 神戸家庭裁判所社支部	兵庫県加東郡社町	社簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所龍野支部 神戸家庭裁判所龍野支部	龍野市	龍野簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所豊岡支部 神戸家庭裁判所豊岡支部	豊岡市	豊岡簡易裁判所管轄区域 浜坂簡易裁判所管轄区域
神戸地方裁判所洲本支部 神戸家庭裁判所洲本支部	洲本市	洲本簡易裁判所管轄区域
奈良地方裁判所葛城支部 奈良家庭裁判所葛城支部	大和高田市	葛城簡易裁判所管轄区域 宇陀簡易裁判所管轄区域
奈良地方裁判所五條支部 奈良家庭裁判所五條支部	五條市	五條簡易裁判所管轄区域 吉野簡易裁判所管轄区域
大津地方裁判所彦根支部 大津家庭裁判所彦根支部	彦根市	彦根簡易裁判所管轄区域 東近江簡易裁判所管轄区域
大津地方裁判所長浜支部 大津家庭裁判所長浜支部	長浜市	長浜簡易裁判所管轄区域
和歌山地方裁判所田辺支部 和歌山家庭裁判所田辺支部	田辺市	田辺簡易裁判所管轄区域 串本簡易裁判所管轄区域
和歌山地方裁判所御坊支部 和歌山家庭裁判所御坊支部	御坊市	御坊簡易裁判所管轄区域
和歌山地方裁判所新宮支部 和歌山家庭裁判所新宮支部	新宮市	新宮簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所一宮支部 名古屋家庭裁判所一宮支部	一宮市	一宮簡易裁判所管轄区域 犬山簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所半田支部 名古屋家庭裁判所半田支部	半田市	半田簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所岡崎支部 名古屋家庭裁判所岡崎支部	岡崎市	岡崎簡易裁判所管轄区域 安城簡易裁判所管轄区域 豊田簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所豊橋支部 名古屋家庭裁判所豊橋支部	豊橋市	豊橋簡易裁判所管轄区域 新城簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所松阪支部 津家庭裁判所松阪支部	松阪市	松阪簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所伊賀支部 津家庭裁判所伊賀支部	伊賀市	伊賀簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所四日市支部 津家庭裁判所四日市支部	四日市市	四日市簡易裁判所管轄区域 桑名簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所伊勢支部 津家庭裁判所伊勢支部	伊勢市	伊勢簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所熊野支部 津家庭裁判所熊野支部	熊野市	熊野簡易裁判所管轄区域 尾鷲簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所大垣支部 岐阜家庭裁判所大垣支部	大垣市	大垣簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所多治見支部 岐阜家庭裁判所多治見支部	多治見市	多治見簡易裁判所管轄区域 中津川簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所御嵩支部 岐阜家庭裁判所御嵩支部	岐阜県可児郡御嵩町	御嵩簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所高山支部 岐阜家庭裁判所高山支部	高山市	高山簡易裁判所管轄区域
福井地方裁判所武生支部 福井家庭裁判所武生支部	武生市	武生簡易裁判所管轄区域
福井地方裁判所敦賀支部 福井家庭裁判所敦賀支部	敦賀市	敦賀簡易裁判所管轄区域 小浜簡易裁判所管轄区域
金沢地方裁判所小松支部 金沢家庭裁判所小松支部	小松市	小松簡易裁判所管轄区域

金沢地方裁判所七尾支部 金沢家庭裁判所七尾支部	七尾市	七尾簡易裁判所管轄区域
金沢地方裁判所輪島支部 金沢家庭裁判所輪島支部	輪島市	輪島簡易裁判所管轄区域 珠洲簡易裁判所管轄区域
富山地方裁判所魚津支部 富山家庭裁判所魚津支部	魚津市	魚津簡易裁判所管轄区域
富山地方裁判所高岡支部 富山家庭裁判所高岡支部	高岡市	高岡簡易裁判所管轄区域 砺波簡易裁判所管轄区域
広島地方裁判所呉支部 広島家庭裁判所呉支部	呉市	呉簡易裁判所管轄区域 竹原簡易裁判所管轄区域
広島地方裁判所尾道支部 広島家庭裁判所尾道支部	尾道市	尾道簡易裁判所管轄区域
広島地方裁判所福山支部 広島家庭裁判所福山支部	福山市	福山簡易裁判所管轄区域 府中簡易裁判所管轄区域
広島地方裁判所三次支部 広島家庭裁判所三次支部	三次市	三次簡易裁判所管轄区域 庄原簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所周南支部 山口家庭裁判所周南支部	周南市	周南簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所萩支部 山口家庭裁判所萩支部	萩市	萩簡易裁判所管轄区域 長門簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所岩国支部 山口家庭裁判所岩国支部	岩国市	岩国簡易裁判所管轄区域 柳井簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所下関支部 山口家庭裁判所下関支部	下関市	下関簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所宇部支部 山口家庭裁判所宇部支部	宇部市	宇部簡易裁判所管轄区域 船木簡易裁判所管轄区域
岡山地方裁判所倉敷支部 岡山家庭裁判所倉敷支部	倉敷市	倉敷簡易裁判所管轄区域 玉島簡易裁判所管轄区域 笠岡簡易裁判所管轄区域
岡山地方裁判所新見支部 岡山家庭裁判所新見支部	新見市	新見簡易裁判所管轄区域
岡山地方裁判所津山支部 岡山家庭裁判所津山支部	津山市	津山簡易裁判所管轄区域 勝山簡易裁判所管轄区域
鳥取地方裁判所倉吉支部 鳥取家庭裁判所倉吉支部	倉吉市	倉吉簡易裁判所管轄区域
鳥取地方裁判所米子支部 鳥取家庭裁判所米子支部	米子市	米子簡易裁判所管轄区域
松江地方裁判所出雲支部 松江家庭裁判所出雲支部	出雲市	出雲簡易裁判所管轄区域
松江地方裁判所浜田支部 松江家庭裁判所浜田支部	浜田市	浜田簡易裁判所管轄区域 川本簡易裁判所管轄区域
松江地方裁判所益田支部 松江家庭裁判所益田支部	益田市	益田簡易裁判所管轄区域
松江地方裁判所西郷支部 松江家庭裁判所西郷支部	島根県隠岐郡隠岐の島町	西郷簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所飯塚支部 福岡家庭裁判所飯塚支部	飯塚市	飯塚簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所直方支部 福岡家庭裁判所直方支部	直方市	直方簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所久留米支部 福岡家庭裁判所久留米支部	久留米市	久留米簡易裁判所管轄区域 うきは簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所柳川支部 福岡家庭裁判所柳川支部	柳川市	柳川簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所大牟田支部 福岡家庭裁判所大牟田支部	大牟田市	大牟田簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所八女支部 福岡家庭裁判所八女支部	八女市	八女簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所小倉支部 福岡家庭裁判所小倉支部	北九州市	小倉簡易裁判所管轄区域 折尾簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所行橋支部 福岡家庭裁判所行橋支部	行橋市	行橋簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所田川支部 福岡家庭裁判所田川支部	田川市	田川簡易裁判所管轄区域

佐賀地方裁判所武雄支部 佐賀家庭裁判所武雄支部	武雄市	武雄簡易裁判所管轄区域 鹿島簡易裁判所管轄区域 伊万里簡易裁判所管轄区域
佐賀地方裁判所唐津支部 佐賀家庭裁判所唐津支部	唐津市	唐津簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所大村支部 長崎家庭裁判所大村支部	大村市	大村簡易裁判所管轄区域 諫早簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所島原支部 長崎家庭裁判所島原支部	島原市	島原簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所佐世保支部 長崎家庭裁判所佐世保支部	佐世保市	佐世保簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所平戸支部 長崎家庭裁判所平戸支部	平戸市	平戸簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所壱岐支部 長崎家庭裁判所壱岐支部	壱岐市	壱岐簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所五島支部 長崎家庭裁判所五島支部	五島市	五島簡易裁判所管轄区域 新上五島簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所厳原支部 長崎家庭裁判所厳原支部	対馬市	厳原簡易裁判所管轄区域 上県簡易裁判所管轄区域
大分地方裁判所杵築支部 大分家庭裁判所杵築支部	杵築市	杵築簡易裁判所管轄区域
大分地方裁判所佐伯支部 大分家庭裁判所佐伯支部	佐伯市	佐伯簡易裁判所管轄区域
大分地方裁判所竹田支部 大分家庭裁判所竹田支部	竹田市	竹田簡易裁判所管轄区域
大分地方裁判所中津支部 大分家庭裁判所中津支部	中津市	中津簡易裁判所管轄区域 豊後高田簡易裁判所管轄区域
大分地方裁判所日田支部 大分家庭裁判所日田支部	日田市	日田簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所玉名支部 熊本家庭裁判所玉名支部	玉名市	玉名簡易裁判所管轄区域 荒尾簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所山鹿支部 熊本家庭裁判所山鹿支部	山鹿市	山鹿簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所阿蘇支部 熊本家庭裁判所阿蘇支部	阿蘇市	阿蘇簡易裁判所管轄区域 高森簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所八代支部 熊本家庭裁判所八代支部	八代市	八代簡易裁判所管轄区域 水俣簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所人吉支部 熊本家庭裁判所人吉支部	人吉市	人吉簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所天草支部 熊本家庭裁判所天草支部	本渡市	天草簡易裁判所管轄区域 牛深簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所名瀬支部 鹿児島家庭裁判所名瀬支部	名瀬市	名瀬簡易裁判所管轄区域 徳之島簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所加治木支部 鹿児島家庭裁判所加治木支部	鹿児島県姶良郡加治木町	加治木簡易裁判所管轄区域 大口簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所知覧支部 鹿児島家庭裁判所知覧支部	鹿児島県川辺郡知覧町	知覧簡易裁判所管轄区域 加世田簡易裁判所管轄区域 指宿簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所川内支部 鹿児島家庭裁判所川内支部	薩摩川内市	川内簡易裁判所管轄区域 出水簡易裁判所管轄区域 島簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所鹿屋支部 鹿児島家庭裁判所鹿屋支部	鹿屋市	鹿屋簡易裁判所管轄区域 大隅簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所日南支部 宮崎家庭裁判所日南支部	日南市	日南簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所都城支部 宮崎家庭裁判所都城支部	都城市	都城簡易裁判所管轄区域 小林簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所延岡支部 宮崎家庭裁判所延岡支部	延岡市	延岡簡易裁判所管轄区域 日向簡易裁判所管轄区域 高千穂簡易裁判所管轄区域
那覇地方裁判所沖縄支部 那覇家庭裁判所沖縄支部	沖縄市	沖縄簡易裁判所管轄区域
那覇地方裁判所名護支部	名護市	名護簡易裁判所管轄区域

那覇家庭裁判所名護支部		
那覇地方裁判所平良支部	平良市	平良簡易裁判所管轄区域
那覇家庭裁判所平良支部		
那覇地方裁判所石垣支部	石垣市	石垣簡易裁判所管轄区域
那覇家庭裁判所石垣支部		
仙台地方裁判所大河原支部	宮城県柴田郡大河原町	大河原簡易裁判所管轄区域
仙台家庭裁判所大河原支部		
仙台地方裁判所古川支部	古川市	古川簡易裁判所管轄区域
仙台家庭裁判所古川支部		築館簡易裁判所管轄区域
仙台地方裁判所石巻支部	石巻市	石巻簡易裁判所管轄区域
仙台家庭裁判所石巻支部		
仙台地方裁判所登米支部	宮城県登米郡登米町	登米簡易裁判所管轄区域
仙台家庭裁判所登米支部		
仙台地方裁判所気仙沼支部	気仙沼市	気仙沼簡易裁判所管轄区域
仙台家庭裁判所気仙沼支部		
福島地方裁判所相馬支部	相馬市	相馬簡易裁判所管轄区域
福島家庭裁判所相馬支部		
福島地方裁判所郡山支部	郡山市	郡山簡易裁判所管轄区域
福島家庭裁判所郡山支部		
福島地方裁判所白河支部	白河市	白河簡易裁判所管轄区域
福島家庭裁判所白河支部		棚倉簡易裁判所管轄区域
福島地方裁判所会津若松支部	会津若松市	会津若松簡易裁判所管轄区域
福島家庭裁判所会津若松支部		田島簡易裁判所管轄区域
福島地方裁判所いわき支部	いわき市	いわき簡易裁判所管轄区域
福島家庭裁判所いわき支部		福島富岡簡易裁判所管轄区域
山形地方裁判所新庄支部	新庄市	新庄簡易裁判所管轄区域
山形家庭裁判所新庄支部		
山形地方裁判所米沢支部	米沢市	米沢簡易裁判所管轄区域
山形家庭裁判所米沢支部		赤湯簡易裁判所管轄区域
		長井簡易裁判所管轄区域
山形地方裁判所鶴岡支部	鶴岡市	鶴岡簡易裁判所管轄区域
山形家庭裁判所鶴岡支部		
山形地方裁判所酒田支部	酒田市	酒田簡易裁判所管轄区域
山形家庭裁判所酒田支部		
盛岡地方裁判所花巻支部	花巻市	花巻簡易裁判所管轄区域
盛岡家庭裁判所花巻支部		
盛岡地方裁判所二戸支部	二戸市	二戸簡易裁判所管轄区域
盛岡家庭裁判所二戸支部		久慈簡易裁判所管轄区域
盛岡地方裁判所遠野支部	遠野市	遠野簡易裁判所管轄区域
盛岡家庭裁判所遠野支部		釜石簡易裁判所管轄区域
盛岡地方裁判所宮古支部	宮古市	宮古簡易裁判所管轄区域
盛岡家庭裁判所宮古支部		
盛岡地方裁判所一関支部	一関市	一関簡易裁判所管轄区域
盛岡家庭裁判所一関支部		大船渡簡易裁判所管轄区域
盛岡地方裁判所水沢支部	水沢市	水沢簡易裁判所管轄区域
盛岡家庭裁判所水沢支部		
秋田地方裁判所能代支部	能代市	能代簡易裁判所管轄区域
秋田家庭裁判所能代支部		
秋田地方裁判所本荘支部	本荘市	本荘簡易裁判所管轄区域
秋田家庭裁判所本荘支部		
秋田地方裁判所大館支部	大館市	大館簡易裁判所管轄区域
秋田家庭裁判所大館支部		鹿角簡易裁判所管轄区域
秋田地方裁判所横手支部	横手市	横手簡易裁判所管轄区域
秋田家庭裁判所横手支部		湯沢簡易裁判所管轄区域
秋田地方裁判所大曲支部	大曲市	大曲簡易裁判所管轄区域
秋田家庭裁判所大曲支部		角館簡易裁判所管轄区域
青森地方裁判所五所川原支部	五所川原市	五所川原簡易裁判所管轄区域
青森家庭裁判所五所川原支部		鯉ヶ沢簡易裁判所管轄区域
青森地方裁判所弘前支部	弘前市	弘前簡易裁判所管轄区域
青森家庭裁判所弘前支部		
青森地方裁判所八戸支部	八戸市	八戸簡易裁判所管轄区域
青森家庭裁判所八戸支部		
青森地方裁判所十和田支部	十和田市	十和田簡易裁判所管轄区域

青森家庭裁判所十和田支部		
札幌地方裁判所岩見沢支部	岩見沢市	岩見沢簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所岩見沢支部		夕張簡易裁判所管轄区域
札幌地方裁判所滝川支部	滝川市	滝川簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所滝川支部		
札幌地方裁判所室蘭支部	室蘭市	室蘭簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所室蘭支部		伊達簡易裁判所管轄区域
札幌地方裁判所苫小牧支部	苫小牧市	苫小牧簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所苫小牧支部		
札幌地方裁判所浦河支部	北海道浦河郡浦河町	浦河簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所浦河支部		静内簡易裁判所管轄区域
札幌地方裁判所小樽支部	小樽市	小樽簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所小樽支部		
札幌地方裁判所岩内支部	北海道岩内郡岩内町	岩内簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所岩内支部		
函館地方裁判所江差支部	北海道檜山郡江差町	江差簡易裁判所管轄区域
函館家庭裁判所江差支部		
旭川地方裁判所名寄支部	名寄市	名寄簡易裁判所管轄区域
旭川家庭裁判所名寄支部		中頓別簡易裁判所管轄区域
旭川地方裁判所紋別支部	紋別市	紋別簡易裁判所管轄区域
旭川家庭裁判所紋別支部		
旭川地方裁判所留萌支部	留萌市	留萌簡易裁判所管轄区域
旭川家庭裁判所留萌支部		
旭川地方裁判所稚内支部	稚内市	稚内簡易裁判所管轄区域
旭川家庭裁判所稚内支部		天塩簡易裁判所管轄区域
釧路地方裁判所帯広支部	帯広市	帯広簡易裁判所管轄区域
釧路家庭裁判所帯広支部		本別簡易裁判所管轄区域
釧路地方裁判所網走支部	網走市	網走簡易裁判所管轄区域
釧路家庭裁判所網走支部		
釧路地方裁判所北見支部	北見市	北見簡易裁判所管轄区域
釧路家庭裁判所北見支部		遠軽簡易裁判所管轄区域
釧路地方裁判所根室支部	根室市	根室簡易裁判所管轄区域
釧路家庭裁判所根室支部		標津簡易裁判所管轄区域
高松地方裁判所丸亀支部	丸亀市	丸亀簡易裁判所管轄区域
高松家庭裁判所丸亀支部		善通寺簡易裁判所管轄区域
高松地方裁判所観音寺支部	観音寺市	観音寺簡易裁判所管轄区域
高松家庭裁判所観音寺支部		
徳島地方裁判所阿南支部	阿南市	阿南簡易裁判所管轄区域
徳島家庭裁判所阿南支部		牟岐簡易裁判所管轄区域
徳島地方裁判所美馬支部	美馬市	美馬簡易裁判所管轄区域
徳島家庭裁判所美馬支部		徳島池田簡易裁判所管轄区域
高知地方裁判所須崎支部	須崎市	須崎簡易裁判所管轄区域
高知家庭裁判所須崎支部		
高知地方裁判所安芸支部	安芸市	安芸簡易裁判所管轄区域
高知家庭裁判所安芸支部		
高知地方裁判所中村支部	中村市	中村簡易裁判所管轄区域
高知家庭裁判所中村支部		
松山地方裁判所大洲支部	大洲市	大洲簡易裁判所管轄区域
松山家庭裁判所大洲支部		八幡浜簡易裁判所管轄区域
松山地方裁判所西条支部	西条市	西条簡易裁判所管轄区域
松山家庭裁判所西条支部		新居浜簡易裁判所管轄区域
		四国中央簡易裁判所管轄区域
松山地方裁判所今治支部	今治市	今治簡易裁判所管轄区域
松山家庭裁判所今治支部		
松山地方裁判所宇和島支部	宇和島市	宇和島簡易裁判所管轄区域
松山家庭裁判所宇和島支部		愛南簡易裁判所管轄区域